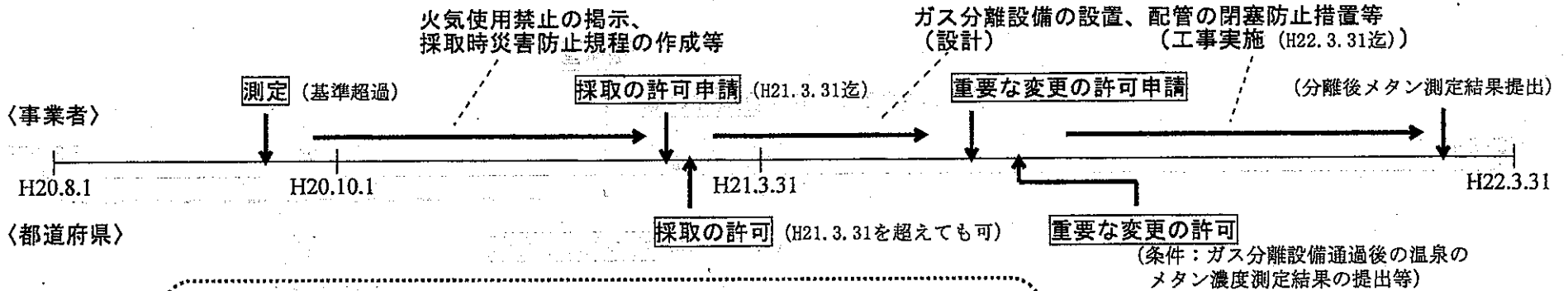


## 既存事業者に係る採取許可手続きのイメージ

### 【例示①-1】

(温泉井戸が屋外にある場合で、ハード対策(ガス分離設備の設置、配管の閉塞防止措置等)は平成21年度に講じようとしている場合)

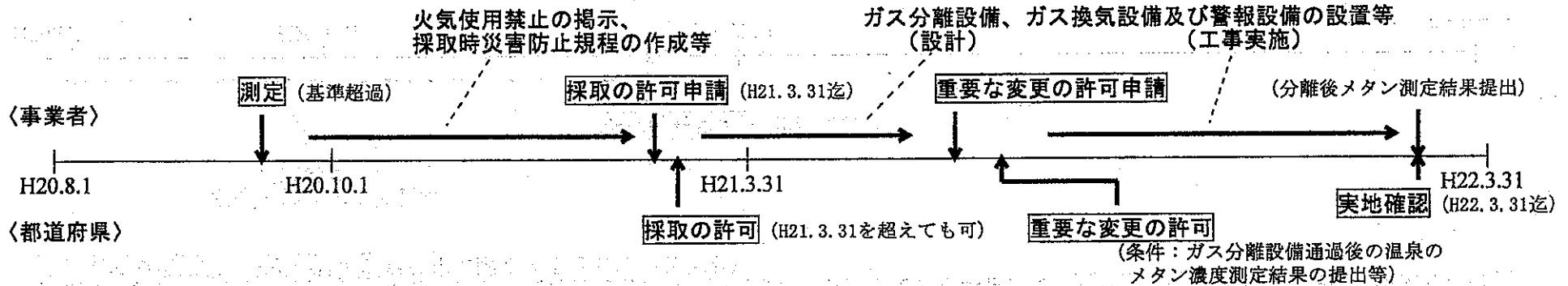


#### 《留意点》

ガス濃度測定の結果、基準値以下であれば、採取の許可は不要だが、災害防止措置を必要としない旨の確認を受けることが必要。  
この確認はH21.3.31までに受けなければならない(採取の許可と異なり、H21.3.31までに申請していればよいということではない)ことから、測定、申請は十分な時間的余裕をもって行う必要がある。

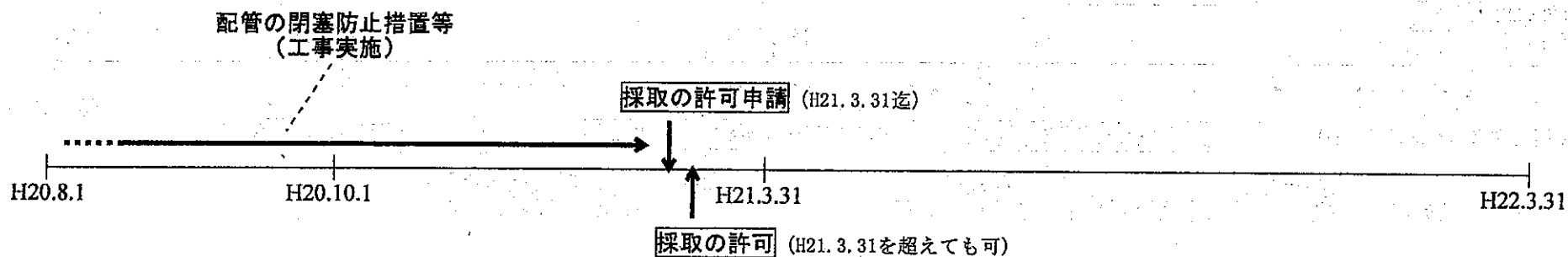
### 【例示①-2】

(温泉井戸が屋内にある場合で、ハード対策(ガス分離設備、ガス換気設備及び警報設備の設置等)は平成21年度に講じようとしている場合)



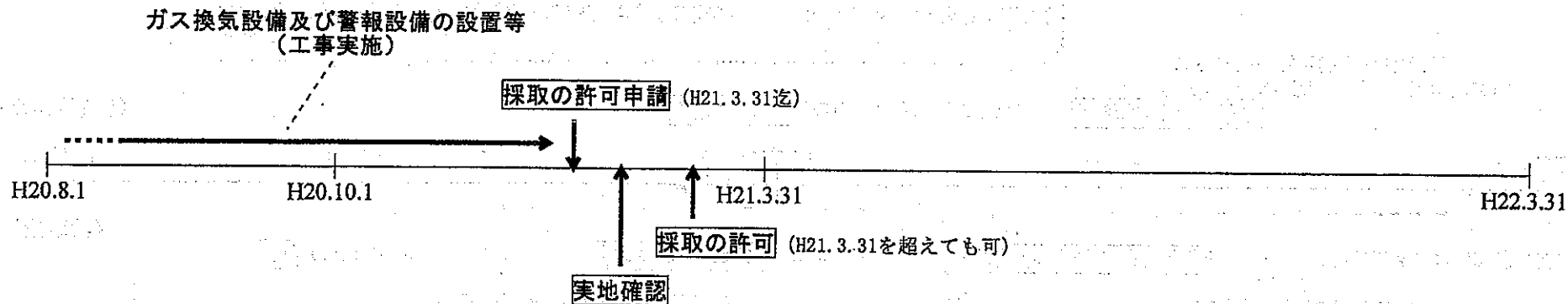
【例示②-1】

(温泉井戸及びガス分離設備が屋外にある場合(災害防止措置の必要性は既に認識している場合)で、ハード対策(配管の閉塞防止措置等)を含め、全ての災害防止措置を平成20年度中に講じようとしている場合)



【例示②-2】

(温泉井戸又はガス分離設備が屋内にある場合(災害防止措置の必要性は既に認識している場合)で、ハード対策(ガス換気設備及び警報設備の設置等)を含め、全ての災害防止措置を平成20年度中に講じようとしている場合)



(注:「既存事業者」とは、改正法施行の際現に温泉の採取を業として行っている者(個人利用を含む。)を指している。)